

## 第5次富山県障害者計画における手話の普及等に関する施策（素案）について

県手話言語条例 条文	現行の富山県障害者計画（第4次）における 手話の普及等に関する施策	富山県障害者計画（第5次）における 手話の普及等に関する施策（素案）※下線部分は前回から変更のあった部分
県の責務 （第4条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民に、障害や障害者に対する正しい理解が広く浸透するよう、引き続き様々な取組を積極的に推進します。</li> <li>・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。</li> <li>・手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。</li> </ul>	<p>（同左）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、<u>言語としての手話</u>に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。</li> <li>・（同左）</li> </ul>
手話関連施策の 策定、推進 （第7条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県手話言語条例に基づき設置した富山県手話施策推進協議会における協議等を通じて、言語としての手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（同左）</li> </ul>
相談及び意思 疎通の支援体 制の整備 （第8条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。</li> <li>・視覚障害者及び聴覚障害者のコミュニケーション支援や相談等のため、視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営を支援します。</li> <li>・障害のある人が点字、音声、代読、代筆、手話、要約筆記、触手話、指点字、その他コミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。</li> <li>・県に手話通訳者を設置します。</li> <li>・手話通訳者や要約筆記者の派遣事業は基本的に市町村が実施しますが、県は、市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため、事業を実施します。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行い、市町村域を超えた派遣が市町村において適切に実施されるよう努めます。</li> <li>・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービスを試行的に実施します。</li> <li>・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。</li> <li>・ヒアリンググループや赤外線補聴システム等のコミュニケーション支援機器の設置に努めるとともに、関係機関等に設置や活用を働きかけます。</li> <li>・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。</li> <li>・聴覚障害者である乳児又は幼児及びその保護者に対して、手話に関する情報の提供、相談、訓練その他必要な支援を行う体制の整備を図ります。</li> </ul>	<p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <p>（同左）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に手話通訳者を設置し、<u>聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。</u></li> <li>（同左）</li> <li>・県に設置した手話通訳者等がインターネット回線を介して聴覚障害者に<u>遠隔手話通訳</u>を行う、「<u>富山県遠隔手話通訳サービス</u>」を実施します。</li> <li>（同左）</li> <li>（同左）</li> <li>・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。</li> <li>（同左）</li> </ul>

県手話言語条例 条文	現行の富山県障害者計画（第4次）における 手話の普及等に関する施策	富山県障害者計画（第5次）における 手話の普及等に関する施策（素案）※下線部分は前回から変更のあった部分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性疾病の早期発見・早期対応のため、先天性代謝異常等検査、新生児聴覚検査等のマス・スクリーニングを推進するとともに、関係機関の連携による支援体制の充実を図ります。</li> <li>・インターネットを通じて医療機関に関する多様な情報を提供する「医療情報ネット」において、車椅子への対応、視覚障害者、聴覚障害者への配慮等の情報を提供します。</li> <li>・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者の派遣を推進し、聴覚障害者の学習活動を支援します。</li> <li>・障害者総合支援法の対象とならない軽度・中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費に対して補助することにより、補聴器の装用を促し、言語の習得や社会性の向上を図ります。 (新)</li> </ul>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種講演会等へ手話通訳者、要約筆記者及び<u>盲ろう者向け通訳・介助員</u>の派遣を推進し、<u>聴覚障害者及び盲ろう者</u>の学習活動を支援します。</li> </ul> <p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるよう、中核的機能を果たす体制整備を検討するとともに、新生児聴覚検査から療育に繋げる連携体制の構築に向けた取組みを推進します。</u></li> </ul>
手話による 情報発信等 (第9条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータの推進に努めます。</li> <li>・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、知事のタウンミーティングにおいて、手話通訳者を設置します。ホームページに掲載する知事記者会見の動画に、手話通訳を表示します。</li> <li>・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙などに関する情報提供の充実を努めます。</li> <li>・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入りビデオカセット提供サービスを充実します。</li> </ul>	<p>(同左)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者に対する情報提供の充実のため、テレビ広報の字幕放送、手話放送を実施します。また、<u>知事定例記者会見時にリアルタイムで手話通訳を実施し、その動画を当日中に県ホームページに掲載するなど、県政情報の迅速な提供に努めます。</u></li> <li>・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字・音声による候補者情報の提供、読みやすくわかりやすい選挙公報の作成に向けた候補者への働きかけ等、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実を努めます。</li> <li>・点字図書、朗読図書及び字幕（手話）入り<u>ビデオライブラリー</u>の提供サービスを充実します。</li> </ul>
観光旅行者等 への対応 (第10条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろう者である観光旅行者その他の滞在者が安心して県内に滞在することができるよう、手話の普及等に努めます。</li> </ul>	<p>(同左)</p>
手話通訳者の 確保、養成等 (第11条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者の意思伝達を円滑にする手話通訳者や、手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記を行う要約筆記者を養成します。</li> <li>・手話通訳者設置事業や手話奉仕員養成研修事業を実施する市町村が拡大するよう、市町村に働きかけます。</li> <li>・手話通訳者の健康維持に関して調査・研究を進めるなど、安心して働き続けられる環境整備に努めます。</li> <li>・盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。</li> <li>・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。</li> </ul>	<p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲ろう者に対しコミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員の<u>養成と派遣事業</u>を実施するとともに、事業の利用が広がるよう、市町村や関係団体等の協力を得ながら事業の周知に努めます。</li> </ul>

県手話言語条例 条文	現行の富山県障害者計画（第4次）における 手話の普及等に関する施策	富山県障害者計画（第5次）における 手話の普及等に関する施策（素案）※下線部分は前回から変更のあった部分
事業者への 支援 （第12条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、情報の提供、助言その他必要な支援を行います。</li> </ul>	(同左)
手話を学ぶ 機会の確保等 （第13条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話の普及活動を行う団体等へ支援するなどにより、県民が手話を学ぶ機会の確保等を図ります。</li> <li>手話の普及等について、市町村、関係機関及び関係団体、聴覚障害者、手話通訳者等と連携し、協力して取り組みます。</li> <li>県及び市町村の職員を対象とした職員研修所での手話講座の開催などにより、行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。（再掲）</li> </ul>	(同左) (同左) (同左)
学校における 手話の普及 （第14条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育全体を通して福祉教育の充実を図るとともに、地域や学校及び児童生徒の実態を踏まえ、手話の普及に努めます。</li> <li>手話を必要とする幼児児童生徒が手話による教育を受けられるよう、手話の学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術向上に努めます。</li> <li>幼・小・中・高等学校等の学校において、手話に対する理解を深めるよう努めます。</li> </ul>	(同左) (同左) (同左)
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入を支援するとともに、<u>身体障害者補助犬を使用する身体障害者が施設等の利用を拒まれることがないよう</u>、補助犬についての県民の理解の促進に努めます。</li> </ul>